

青森県後期高齢者医療広域連合職員の給料等の支給に関する規則

(平成十九年二月一日青森県後期高齢者医療広域連合規則第九号)

改正 平成三年 四月 九日規則第五号

改正 平成三年 三月一八日規則第一号

(趣旨)

第一条 青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十五号。以下「条例」という。)の規定に基づき、給料等の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給料の支給)

第二条 条例第六条に規定する給料の支給日(以下「給料の支給日」という。)は、その月の二十一日(その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日)とする。

第三条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)中給料の支給日後において新たに職員となった者及び給与期間中給料の支給日前において退職し又は死亡した職員には、その際給料を支給する。

2 前条の規定にかかわらず、公署の所在する地域が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害を受けた場合で給料の支給日に支給できないときは、その日以後において支給できるものとする。

第四条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

一 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

三 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

2 給与期間の初日から引き続き休職にされ、育児休業法第二条の規定により育児休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。

（再任用短時間勤務職員等の給料月額と端数計算）

第五条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員
例第五条

二 育児休業法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員
青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十二号。以下「育児休業条例」という。）第十五条（育児休業条例第十八条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた条例第四条第二項、第三項、第五項若しくは第十項

（管理職手当の支給）

第六条 管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第七条 職員が、月の一日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（条例第二十六条第一項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤による負傷若しくは疾病により、「承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、管理職手当は支給しない。

（給料の減額）

第八条 条例第十四条に規定する給料の減額の基礎となる職員が勤務しなかった時間数は、その給与期間の全時間数によつて計算するものとし、この場合において、その端数が三十分以上のときは一時間とし、三十分未満のときは切り捨てるものとする。

(扶養手当、住居手当及び単身赴任手当の支給)

第九条 扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までこれらに給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

(時間外勤務手当、休日勤務手当及び管理職員特別勤務手当の支給)

第十条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び管理職員特別勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における給料の支給定日まで支給する。ただし、職員が退職し又は死亡した場合には、その退職し又は死亡した日までの分をその際支給する。

2 職員が青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十一号。以下「勤務時間条例」という。)第七条の二第一項の規定により指定された超勤代休時間に勤務した場合において支給する当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「次の」とあるのは、「青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十一号。以下「勤務時間条例」という。)(第七条の二第一項の規定により超勤代休時間が指定された日の属する給与期間の次の」とする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項に規定する手当の支給については、給料の支給方法に準ずるものとする。

(条例第十八条の規則で定める時間)

第十一条 条例第十八条の規則で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、次に定める時間とする。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの間における勤務時間
間条例第九条に規定する祝日法による休日（以下この条において「祝日法による休日」という。）及び
年末年始の休日（以下この条において「年末年始の休日」という。）の日数から土曜日に当たる祝日法
による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに七時間四十五分を乗じ
て得た時間

二 再任用短時間勤務職員 前号の規定による時間に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められ
たその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間

三 育児休業法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしてい
る職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。） 第一号の規定による時間に育児休業条例第十四条（育児休業条例第
十八条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間条例第二条第一項ただし書の規定により定
められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間

（時間外勤務手当の支給割合等）

第十二条 条例第十五条第一項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に
定める割合とする。

一 条例第十五条第一項第一号に掲げる勤務 百分の百二十五

二 条例第十五条第一項第二号に掲げる勤務 百分の百三十五

2 条例第十五条第三項の規則で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、次に定める時間と
する。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 条例第十四条に規定する祝日法による休日等又は年末年始の
休日等（以下「休日等」という。）が属する週において、条例第十六条の規定により休日勤務手当が支
給される時間

二 再任用短時間勤務職員

イ 条例第十五条第三項に規定する割振り変更前の勤務時間（以下この号において「割振り変更前の勤務時間」という。）が勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間以上である週の場合 休日等が属する週において、条例第十六条の規定により休日勤務手当が支給される時間

ロ 割振り変更前の勤務時間が勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間未満である週の場合 勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間から割振り変更前の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間（休日等が属する週においては、当該時間に条例第十六条の規定により休日勤務手当が支給される時間を加えた時間）に達するまでの時間

ハ 口の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りについて定めることとなる期間（以下「割振り単位期間」という。）が一週間を超える場合で、一の割振り単位期間における口の規定により得られる時間が、三十八・七五に当該割振り単位期間の暦日数を乗じて得た数を七で除して得た数から当該割振り単位期間における割振り変更前の勤務時間の合計時間を差し引いた時間に相当する時間（当該割振り単位期間に休日等が属する場合には、当該時間に条例第十六条の規定により休日勤務手当が支給される時間を加えた時間）を超える場合にあっては、当該相当する時間に達するまでの時間

三 育児短時間勤務職員等

イ 育児休業条例第十五条（育児休業条例第十八条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた条例第十五条第三項に規定する割振り変更前の勤務時間（以下この号において「割振り変更前の勤務時間」という。）が育児休業条例第十四条（育児休業条例第十八条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間条例第一条第一項本文に規定する勤務時間以上である週の場合 休日等が属する週において、条例第十六条の規定により休日勤務手当が支給される時間

ロ 割振り変更前の勤務時間が育児休業条例第十四条（育児休業条例第十八条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間条例第二条第一項本文に規定する勤務時間未満である週の場合 育児休業条例第十四条（育児休業条例第十八条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間条例第二条第一項本文

に規定する勤務時間から割振り変更前の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間（休日等が属する週においては、当該時間に条例第十六条の規定により休日勤務手当が支給される時間を加えた時間）に達するまでの時間

ハ イの規定にかかわらず、割振り単位期間が一週間を超える場合で、一の割振り単位期間におけるイの規定により得られる時間が、三十八・七五に当該割振り単位期間の暦日数を乗じて得た数を七で除して得た数から当該割振り単位期間における割振り変更前の勤務時間の合計時間を差し引いた時間に相当する時間（当該割振り単位期間に休日等が属する場合においては、当該時間に条例第十六条の規定により休日勤務手当が支給される時間を加えた時間）を超える場合にあっては、当該相当する時間に達するまでの時間

3 条例第十五条第三項の規則で定める割合は、百分の二十五とする。

（休日勤務手当の支給割合）

第十三条 条例第十六条の規則で定める割合は、百分の百三十五とする。

（端数計算）

第十四条 条例第十四条に規定する勤務一時間当たりの給料額、条例第十五条及び第十六条の規定により勤務一時間につき支給する時間外勤務手当又は休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。

（時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給時間の計算）

第十五条 時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数（時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分毎に計算した時間数）によつて計算するものとし、この場合において、その端数が三十分以上のときは一時間とし、三十分未満のときは切り捨てるものとする。

（雑則）

第十六条 この規則に定めるもののほか、給料、扶養手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年規則第一号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。